

指名停止措置業者

商号又は名称	指名停止期間	指名停止の理由	指名停止措置基準
森松工業株式会社	令和3年4月2日から 令和3年9月1日まで (5か月)	<p>対象会社の役員等3名は、兵庫県赤穂市が発注した配水池整備工事において便宜を受けた見返りに赤穂市職員に金銭を手渡したとして、令和3年1月23日に兵庫県警に贈賄の容疑で逮捕された。</p> <p>このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認めるため。</p>	別表第2の1の(3)に該当 (贈賄)